

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：水産物地方卸売市場管理事務所

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
条-184	石巻市水産物地方卸売市場 業務規則	1 2	買受人の承認等
審査基準の内容 （買受人の承認等） 第12条 市場において卸売業者から卸売を受けようとする者は、市長の承認を受けなければならない。 2 買受人として市長の承認を受けようとする者は、買受人承認申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。 3 第 1 項の規定による申請は、石巻売場及び牡鹿売場について、それぞれ個別に提出しなければならない。 4 第 2 項の承認機関は、3 年以内とする。ただし、引続き買受人として市長の承認を受けようとする者は、期間満了の 3 0 日前までに更新の申請をしなければならない。 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による更新の申請について準用する。 6 市長は、第 2 項の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。 （1） 破産者で復権を得ないもの （2） 卸売の相手方として必要な知識経験又は資力信用を有しない者 （3） 第16条の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者 7 市長は、買受人の承認をしようとするときは、あらかじめ卸売業者の意見を聴くものとする。 8 市長は、買受人の承認をしたときは、買受人承認書（様式第 2 号）を交付するものとする。			
設定年月日		最終更新日	